

○浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程長期履修学生規程

制 定 平成 16 年 11 月 11 日規程第 126 号

最終改正 令和 5 年 9 月 14 日規程第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下、「学則」という。)第 34 条第 3 項の規定に基づき、大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程(以下「看護学専攻博士前期課程」という。)の長期履修について必要な事項を定める。

(対象学生)

第 2 条 長期履修を希望することのできる者は、職業を有している等の理由により学則第 34 条第 1 項で定める修業年限(以下「標準修業年限」という。)を超えて、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを希望する者とする。

(長期履修期間)

第 3 条 長期履修の期間は、標準修業年限を含めて 3 年又は 4 年のいずれかとする。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者(以下「長期履修学生」という。)は、入学年度の 4 月 15 日までに長期履修申請書(別紙様式 1)に指導教員の意見を添えて学長に申請するものとする。

(長期履修期間の変更)

第 5 条 長期履修期間の短縮を希望する学生は、希望する修了予定年度の前年度の末日までに長期履修期間変更申請書(別紙様式 2)に指導教員の意見を添えて学長に申請するものとする。

(許可)

第 6 条 第 4 条の許可は、学長が行い大学院医学系研究科看護学専攻教授会(以下「大学院看護学専攻教授会」という。)に報告する。

2 前条の許可は、大学院看護学専攻教授会に諮って学長が行う。

(特例による課程修了)

第 7 条 長期履修学生については、学則第 44 条 2 項ただし書きの規定は適用しない。

(授業料の額)

第 8 条 長期履修学生の授業料の年額は、浜松医科大学諸料金規程(平成 16 年規程第 52 号)に定める授業料の年額の、長期履修期間が 3 年の場合にあつては 3 分の 2 とし、長期履修期間が 4 年の場合にあつては 2 分の 1 とする。また、10 円未満の端数がある場合はこれを切り上げる。

2 第 5 条の規定により長期履修期間の短縮を認めるときは、当該学生が短縮後に当該期までに支払うべき授業料の総額から既に徴収した授業料の総額を差し引いた額を徴収するものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、大学院看護学専攻教授会に諮って学長が行う。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、大学院看護学専攻教授会に諮って学長が定める。

附 則

この規程は平成 16 年 11 月 11 日から施行し、平成 17 年度入学生から適用する。

附 則(平成 17 年 7 月 14 日規程第 150 号)

この規程は平成 17 年 7 月 14 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 12 日規程第 19 号)
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日規程第 12 号)
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 9 月 14 日規程第 36 号)
この規程は、令和 5 年 9 月 14 日から施行する。

別紙様式 1

浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻(博士前期課程)長期履修申請書
[別紙参照]

別紙様式 2

浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻(博士前期課程)長期履修期間変更申請書
[別紙参照]

別紙様式 1

浜松医科大学大学院医学系研究科博士前期課程長期履修申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申 請 者
専 攻
学籍番号
氏 名

下記により、長期履修を許可くださるようお願いします。

1. 長期履修を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 長期履修の期間

年 月 日 ～ 年 月 日
(標準修業年限を含め 3 年又は 4 年とする)

別紙様式 2

浜松医科大学大学院医学系研究科博士前期課程長期履修期間変更申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申 請 者
専 攻
学籍番号
氏 名

下記により、長期履修の期間変更を許可くださるようお願いします。

1. 長期履修の期間変更を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 当初認定された長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 変更後の長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日